

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.9.24	R6.10.8	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から平成〇〇年度事業報告書、活動計算書、平成〇〇年度から平成〇〇年度計算書類の注記、平成〇〇年度から令和〇〇年度役員報酬規定、職員給与規程、認定基準チェック表（第3表）、帳簿組織の状況（第3表付表2）、認定基準チェック表（第4表）、認定基準チェック表（第5表）、認定基準チェック表（第6、7、8表）及び欠格事由チェック表	72	1															生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
2	R6.9.24	R6.10.8	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から平成〇〇年度事業報告書等提出書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の役員名簿、会員のうち10人以上の者の名簿、平成〇〇年度から令和〇〇年度認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類及び役員の状況（第3表付表1）	33	1					1	1	1							【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすと認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
3	R6.9.27	R6.10.11	・〇〇の宗教法人認証申請が、受理されるまでの経緯	1	1															生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
4	R6.9.27	R6.10.11	・平成〇〇年〇〇月〇〇日に出された〇〇からの宗教法人認証申請の内容	1	1							1							【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R6.9.27	R6.10.11	・〇〇の宗教法人認証についての申請に対する、平成〇〇年〇〇月〇〇日に東京都から出された受理を保留する旨の通達内容、理由 ・平成〇〇年〇〇月までに、東京都の宗教法人担当によせられた〇〇に入信した信者の家族などからの相談件数、内容					1										当該文書は、実施機関では現に作成及び保有しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
6	R6.8.19	R6.10.15	平成〇〇年〇〇月〇〇日付で財団法人〇〇が公益財団法人〇〇に移行した際の移行認定申請書(添付書類を含む)	164		1					1	1	1					【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 当該法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等犯罪防止に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
7	R6.8.22	R6.10.18	令和6年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金(区市町村事業及び民間シェルター等事業)に係る東京都が発行、取得した文書全て。	83	1														生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課
8	R6.8.22	R6.10.18	令和6年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金(区市町村事業及び民間シェルター等事業)に係る東京都が発行、取得した文書全て。	417		1					1	1	1		1			【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 ・公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 非公開の審査委員会の情報であり、公にすることにより、委員との信頼関係を損ね、審査委員会の開催が困難となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
9	R6.9.5	R6.10.21	(1) 貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について(報告要求)(令和〇〇年〇〇月〇〇日付○生都管第〇〇〇〇号) (2) 貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について(報告要求第2回)(令和〇〇年〇〇月〇〇日付○生都管第〇〇〇〇号)	24		1						1			1			【東京都情報公開条例第7条第3号】 当該法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 当該事項は、公益法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告についての、具体的な報告を求める内容に係る部分であり、これらを公にすることで、報告の目的・その目的達成のための手法等が明らかとなり、今後の適正な執行に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
10	R6.10.9	R6.10.23	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年〇〇月〇〇日収受設立趣旨書	1		1					1		1					【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
11	R6.10.23	R6.10.25	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け定款変更認証申請書類のうち定款	9	1														生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
12	R6.10.11	R6.10.25	NPO 法人〇〇の会計期間2022年11月～2023年10月の、書式第16号計算書類の注記	0														【東京都情報公開条例第18条第1項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
13	R6.10.16	R6.10.30	NPO 法人〇〇の会計期間2022年11月～2023年10月の書式第16号計算書類の注記が未提出である。 下記サイトで提出が定められているにも関わらず、提出を要求しない判断理由、法的根拠を示す文書 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npouhoujin/management/000001133.html	0				1										請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R6.10.18	R6.10.30	・宗教法人規則認証申請書 (〇〇)のうち、「〇〇」が宗教団体であることを証する書類(宗教団体証明書)※その他の添付資料は含まず	3		1					1	1	1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 賃貸不動産に関する情報であり、公にすることにより、現在の所有者の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課